

ABLが金融実務に及ぼす影響と債権譲渡の実相

水野浩児

I. 転換期を迎えた金融行政

1. 金融検査・監督の転換期

金融機関の実務運営において金融庁の方針は大きな影響を与えるものであるが、その金融庁の検査・監督が転換期を迎えている。平成27年9月18日に金融庁は「平成27事務年度金融行政方針」（以下「金融行政方針」）を公表し、金融行政の目指す方向性について明確に示しており今後の金融機関の業務に少なからず影響を及ぼすことが考えられる。平成27年9月に公表された「金融行政方針」は、平成25年度および平成26年度の「金融モニタリング基本方針」¹⁾として公表されたものにも変わるものであるが、名前が変わったことだけでなく内容も大きく変化している。従来の方針は検査局および監督局の方針であったが「金融行政方針」は総務企画局の施策が加わり、国際的な取組について記載された内容であり、金融検査・監督のみならず金融庁全体の考え方が示され、明らかに転換期を迎えていると考えられる。

平成26年までの「金融モニタリング基本方針」は、金融庁の重点施策を明確にしたうえで、具体的な検査・監督の着眼点や留意点等がわかるものであったが、「金融行政方針」はキーワードと骨格を示すに留まっており、各金融機関が自ら何をすべきか考え判断することを求める内容である。また前述のとおり総務企画局が策定に加わり金融庁全体の方向性を示すとともに、金融庁自身が改革を明言している点は、これまでの金融機関に求める検査・監督でなく金融庁も課題に取り組む姿勢が明確に出ている²⁾。この点は、金融機関が課題と改善に取り組むPDCAサイクルだけでなく、金融庁も自ら課題を掲げPDCAサイクルを実践し公表する姿勢を明確にしたもので、これまでの金融庁検査の考え方が抜本的に変わったとも捉えることができる。

金融機関に求められる金融仲介機能を発揮するには、預金者保護と円滑な資金供給をバランスよく調整する必要があり、金融庁が検査や監督的な観点からだけでなく金融行政全体を調整する観点から対応している点は、評価できる内容である。

2. 事業性評価と債権の本質

金融庁の検査は原則として「金融検査マニュアル」に基づき行われ、基本方針として平成27年9月に「金融行政方針」を公表しているが、「金融モニタリングレポート」も平成27年7月に公表

1) 平成25年及び平成26年は『平成25年度金融モニタリング基本方針』（平成26年9月金融庁）および『平成26年度金融モニタリング基本方針』（平成26年9月金融庁）として公表しており、平成24年度は『平成24検査事務年度検査基本方針』（平成24年8月金融庁）として金融庁の方針を公表している。

2) 『平成27事務年度金融行政方針』（平成27年9月18日金融庁）<http://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf> 『本方針についてはPDCAサイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価し、平成28年6月を目途に「金融レポート（仮称）」として公表するとともに、その評価を翌事業年度の金融行政方針に反映させることとする。』と明記している。

し、その内容を確認したうえで各金融機関の進むべき方向性を示していると考えられる。「金融行政方針」は抽象的な印象を受ける内容であるが「金融モニタリングレポート」を併用して各金融機関の課題を照らし合わせれば、各金融機関の課題解決のいすべきことが明確になる。平成27年7月に公表された「金融モニタリングレポート」³⁾には『これまで監督局と検査局のそれぞれで策定していた基本方針を統合した「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を策定し、両局が共通の方針の下で緊密に連携しそれぞれの役割を果たしながらモニタリングを行ってきた。本レポートは、本事務年度のモニタリングを通じて得られた検証結果や課題の中から、目次に書かれた項目について概要をまとめたものである。これにより、金融機関、市場関係者、金融サービスの利用者との間で認識の共有がなされ、当局との建設的な対話を通じて、各金融機関のより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）や金融システム・市場金融の健全な発展につながることを期待する』と記載されており、金融モニタリングレポートは具体的な課題認識を把握するツールと考えることができる。

金融モニタリングレポートのなかで、「事業性評価」は重要な課題として掲げ、地域銀行のモニタリングについて具体的に示されており、取引先企業の事業性評価への金融機関の取組状況のヒアリングを詳細に行った旨記載されている⁴⁾。さらに金融機関が企業の事業内容や成長可能性などの適切な評価（事業性評価）を踏まえた解決策の検討・提案、実行支援をどのように行っているかについて重点課題としている。この点は、従来行われてきた金融庁検査における債務者の資産査定のお考え方⁵⁾とは大きく変化しており、債権の本質的価値を捉えていると考えられる。平成23年12月に金融円滑化法の期限到来の際、当時の金融担当大臣談話の中で金融機関に対してコンサルティング機能の発揮や実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定・推進状況の適切なフォローアップを講じるように指示が出され、その頃より継続している考え方であるように考えられる。筆者もこの点について「金融機関の貸付債権の評価は、中小企業等の債務者が作成した将来の事業計画の実現結果そのものであるとも考えられる。まさに将来債権の実現可能性を検証する動きが明確になったといえる。⁶⁾」と記しており、事業性評価そのものが債権の評価であることが実務面でも明確になってきたと評価している。

金融庁は事業性評価に対する取組評価について具体的に動いており、地域金融機関に対して地域貢献に対する考え方や事業性評価、さらには組織的・継続的に取組んでいくための態勢整備の状況などについて実態把握を行っている⁷⁾。その内容について「事業性評価に係る組織体制の整備状況

3) 『金融モニタリングレポート』（平成27年7月金融庁）<http://www.fsa.go.jp/news/27/20150703-2/01.pdf>

4) 金融庁 前掲注（3）31頁「本事業年度当初（7月～9月）には、地域金融機関全行に訪問形式によるヒアリングを実施し、昨事業年度のモニタリング結果のフィードバックと主要経営課題に関する意見交換を実施。事務年度後半（1月～6月）には、財務局が主催する「総合的なヒアリング」の多くに、検査局のモニタリングチームも参加し、各行のリスク管理体制等の実態を確認した。」と具体的な動きについて記されている。

5) 『早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について』通達（平成9年3月大蔵省）のなかで、金融機関における自己責任原則の徹底を前提として、資産査定の正確性および償却・引当金の適切性についての実態把握に主眼をおいた検査を行うことが明記されており、債務者の将来性について重点はおいていない内容であった。

6) 水野浩児「現代における債権譲渡行為の実相とその問題点」（法律文化社、2013年）（高森八郎先生古稀記念論文集『法律行為論の諸相と展開』）236頁

7) 金融庁 前掲（3）38頁「訪問形式によるヒアリングで8行、ケース・スタディを行わない簡易な形式によるヒアリングで43行と議論を行った。」と記されている。

については、不良債権問題や中小企業円滑化法等への対応から、引続き、個別企業に対する再生支援に重点を置いている地方銀行が多くみられた。一方、再生支援のみならず、様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価するための整備体制については道半ばとなっている先が多くみられた。⁸⁾」となっている。そのうえで「事業性評価への取組態勢の強化に当たっては、個々の施策にとどまらず、銀行全体として、経営陣の強力なコミットメントの下、一貫性のある実行施策の立案、管理態勢の構築、営業現場への浸透が不可欠と考えられる。」と事業性評価に対して現場レベルでの真剣な取り組みを促している。

このように事業性評価の取組状況を金融庁が重点課題としてヒアリングを行い、債務者企業の事業性評価すなわち将来性についての実態把握を組織だって推奨することは、金融機関が債権の評価を的確に行う取組努力をすることとなり、資金の余剰主体から資金の不足主体へ資金を供給する金融仲介機能の観点⁹⁾すなわち預金者の資産を守る観点からも有益である。

3. 事業性評価と金融行政の取組

事業性評価は決算書に係数で現れない定性面を適切に評価することがポイントとなるが、その内容を把握しにくい点が課題である。決算書に出てくる利益や借入等の係数はあくまで過去の結果であり、事業性評価は非財務情報と財務情報を組み合わせて将来を評価する点が異なる。この点は後に論じる動産や売掛債権を担保として融資を行うABLの担保概念と通ずるものがある。ABLの担保概念を池田教授は「もともとアメリカでは、百貨店の閉店セールを請け負うような清算専門業者があり、そのような業者のノウハウの活用がABLの融資の出発点であったため、現在でも、そういう業者がABL融資の実施に先立つ棚卸資産の評価を行っている。……(中略)……しかしながら、私見が目指すべきと考えているABLは、確かに、動産、債権を担保とするものであるが、それら担保物の価値のみに依存するのではなく、収益性やキャッシュフローも相変わず考慮に入れた総合判断でなされ、しかも担保物ごとに担保在庫の「清算価値」を重視するべきではない、というものである。つまり、当該企業の活動を終息させることを前提とする発想は適切でないということである。¹⁰⁾」と論じておられる。つまり担保のイメージから清算価値をイメージしてしまい、将来生み出す収益やキャッシュフローについて評価できないケースがあることを示唆している。企業評価を行うことをこれまでのイメージで、定量評価すなわち過去のデータにより評価してしまうことに誘導され、非財務情報を融合させた、将来につながる定性的な評価に対して不慣れなため評価できない点が問題であると考えられる。この不慣れな状態を構築したのも、これまでの金融庁検査の影響など金融行政の影響は少なからずあるように考えられる。

金融庁は平成27年11月2日に監督局総務課に「地域金融企画室」を設置し、地域における金融仲介機能に関して必要な企画、立案、調整、情報収集を行うことに取組むことを明確にしている¹¹⁾。地域金融企画室の設立旨趣にあたるコメントに「担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じ

8) 金融庁・前掲(3)38頁

9) 水野浩児「金融円滑化における担保のあり方と債権譲渡の実相」(追手門経済・経営研究22号2015年)88頁

10) 池田真朗『債権譲渡の発展と特例法 債権譲渡の研究第3版』(弘文堂、2010年)338頁

11) 金融庁ホームページ「地域金融企画室の設置について」平成27年11月2日

<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151102-1.html>

て、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくことが期待されています。」とある。ここでも金融庁が、金融機関の取引先企業に対して将来性を的確に評価することを期待する事業性評価について言及している。また「金融行政方針」に基づき、関連部署と連携しながら（１）金融機関に対する融資企業からの評価を把握するための企業ヒアリングの企画・調整。（２）地方創生に向けた各金融機関の金融仲介の取組について評価を行うための多様なベンチマーク等の金融機関のモニタリング手法の検討。（３）「金融仲介の改善に向けた検討会議（仮称）」の事務局業務および地域金融に関する金融庁の対応方針や方策等に関する検討を行うとしている。取組の中にある金融庁が直接企業ヒアリングを行うことは、これまでの金融庁の監督および検査のあり方から考えれば抜本的な改革であり、金融機関にとっても少なからず影響のある動きといえる。この企業へ直接ヒアリングを行うことについては、金融行政方針において「産業全体や取引先企業の課題・ニーズの的確な把握等を踏まえた事業性評価を実施し、我が国経済の持続的成長や地方創生に貢献することを促す¹²⁾」としたうえで、その具体的な施策のなかで、「融資先企業へのヒアリング（1,000社程度）により、取引先金融機関に対する顧客の評価（優越的地位の乱用を含む）を把握し、それを基に金融機関との対話を進め、金融仲介機能の質の改善を目指す」と明記している。地域金融室の設置は金融行政方針の重要課題を具体的に進める手法であるとともに、抽象的である事業性評価を的確に行う為に取組んでいるように感じられる。この点は、債権の本質から考察すると、取引先企業の事業評価を的確に行うことで債務者の実態を知ることができ、さらに債務者の弱点を明確にすることができ、改善につなげることが可能となり、債権の回収スケジューリングを企てることにつながり、債権の評価を高めることに直結することとなるのである。逆に考えれば、債務者の実態を把握できず、債権の回収スケジューリングが立たないことは、債権の質は低下している状況と言える。新設の地域金融室の初代室長は地方銀行から転身されており¹³⁾、この点からも金融庁が実務レベルから本気で変えていこうとする強い決意を感じることができ、このように金融行政は金融機関の保有する債権の良質化の取組に向け、新たな取組を行っており転換期を迎えたと感じる。

II. 担保・保証の位置付けと金融行政の変遷

1. 担保・保証の考え方と金融行政の変遷

バブル崩壊後日本の不動産価格は下落の一途をたどり、不動産の価値を頼りに融資を続けてきた金融機関が不良債権を大量に抱え、社会的問題にまで発展したことは記憶に残るところである。本来であれば企業の事業内容や将来性を評価したうえで貸付を行うべきところ、不動産価値にのみ着眼して貸付を行う金融機関もあり、不動産価値下落とともに金融機関の財務内容が悪化し破綻にまで追い込まれた金融機関もあった。バブル崩壊後の20年間で銀行全体の法人向け貸出金は激減し、特に中小企業への貸出金は半減している。ここで特筆すべきことは、中小企業への貸出金が減少した理由は不動産価格の下落により担保価値が毀損したといった理由だけでなく、金融機関の破綻が相次いだ金融危機以降の金融庁検査の厳格化により担保不足の企業に対して金融機関が支援できな

12) 前掲注(2)

13) 日本経済新聞 平成27年11月3日 金融庁は地域金融企画室初代室長に元広島銀行リスク統括部長日下智晴氏を起用したと報じている。日下氏は10月31日付で広島銀行を退職したと報じ、日下氏は広島銀行で地元企業の再生支援や、顧客の事業内容や将来性を分析する「事業評価」のモデルに携わった。

かったことである。金融機関には円滑な資金供給だけでなく、一方では預金者の預金保護を担っていることが背景にあり、預金保護と中小企業等への円滑な資金供給の両立は実務面では課題となっている¹⁴⁾。

預金者保護に重点を置くと、金融機関にとって担保は客観的に効果的な保護策となる。つまり、担保があれば見合いの貸出金について、貸倒リスクが軽減され回収可能性が高くなり、金融の円滑化と預金者保護を同時に満たす考えに偏り、不動産バブル時とは別の意味で担保に頼る貸出に重点が置かれるようになったと考えることもできる。しかし、担保価値の下落が恒常化すると、資金調達ができない中小企業が増え破綻が相次ぎ、さらに景気が悪化し、さらに不動産の担保価値が下落し、また資金調達ができなくなるといった負のスパイラルに陥る状況が続いたのである。そのような中、金融行政が大きく動いたのは平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下 中小企業金融円滑化法）」¹⁵⁾である。その内容は、金融の円滑化と金融機関の業務の健全性・適切性とのバランスをとり、公共性を有する金融機関の金融仲介機能を十分果たすように促すもので、業績に苦慮していた中小企業が銀行からの支援をとりあえず得ることができ、時間を稼ぐことができた法案でもあった。中小企業金融円滑化法は平成21年12月3日に公布され翌日の12月4日に施行されており、その緊急性が窺える。当時はリーマンショックの影響などで業績悪化の中小企業が多く、金融機関が中小企業者等に対して貸し剥しや貸し渋りが横行していた状況であった。

中小企業金融円滑化法が施行された同日付で金融担当大臣から談話が発表され¹⁶⁾、コンサルティング機能の発揮と円滑な金融仲介について強く求めていた。また、金融検査マニュアルを改訂し、金融機関のコンサルティング機能の発揮を柱とする「金融円滑化編」の新設を行ったことに触れ、金融機関の社会的責任を重視することについて言及されている。この担当大臣談話において、社会的責任に着眼した監督・検査を行う姿勢はその後浸透し、金融機関のあるべき姿を中小企業金融円滑化法は示した結果となった。本来は時限立法であったが、結果的に平成25年3月末まで期限延長となり、その間に金融機関の自己査定に対する考え方も変化しており、事業性評価の考え方を取入れ、事業計画重視の貸出を理想とする基盤ができたと思われる。また、中小企業金融円滑化法が施行された半年後に全国銀行協会が「中小企業等に対する金融の円滑化に向けた行動指針¹⁷⁾」を公表し、「お客さまの状況を丁寧に把握したうえで、必要に応じて、中小企業のお客さまの経営支援や個人のお客さまのライフプランの設計支援に資するよう、コンサルティング機能を発揮しつつ、円滑な金融仲介の役割を果たしていくように努める。」ことを宣言しており、金融機関の社会的責任を果たすことを宣言した動きとも捉えられ、これまでの不動産担保に頼る貸付体制からの決別を

14) 水野浩児「金融円滑化法期限到来から考察する債権譲渡の実相」（追手門経済・経営研究21号2014年）43頁

15) 中小企業金融円滑化法第1条に「金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の処置を定めることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めている。

16) 金融庁『金融担当大臣談話（中小企業金融円滑化法の施行にあたって）』平成21年12月4日

17) 一般社団法人全国銀行協会『中小企業等に対する金融の円滑化に向けた行動指針』平成22年7月20日制定 その後平成25年5月6日に一部改訂し、平成26年11月13日に一部改定され『中小企業に対する積極的な金融仲介機能の発揮に向けた行動指針』として公表されている。

<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/3280/#>

宣言したと捉えられる。

多くの金融機関がこの時期に不動産担保に依存しないことを表明し、保証人に過度に頼らないことを宣言している。これは中小企業の事業内容を的確に把握し、支援することで事業そのものを好転させ債権の回収可能性を高める動きがスタートしたと評価することができる。

2. 金融行政の担保・保証に対する取組の変化

中小企業が資金調達を行うには事業計画よりも担保や保証を優先する動きがあることは否定できず、リーマンショックなどにより景気が低迷するなか、資金調達ができずに経営破たんする中小企業が相次いでいた。

中小企業金融円滑化法が期限到来を迎えるころから担保や保証に対する考え方について金融行政の動きについて以下のように変化しているので時系列に紹介する。

(1) ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について（平成25年2月5日）

金融庁は平成25年2月5日に「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極活用について」を公表している¹⁸⁾。その背景には金融仲介機能の発揮を求められている金融機関にとって預金保護の観点からは「担保」はある程度必要不可欠なものであり、不動産以外の資産を担保にできれば、中小企業等の債務者にとっても金融機関にとっても有益なことであるとの考えがでてきたのである¹⁹⁾。しかし、長年の間不動産以外の担保は、金融庁検査などで評価されないといったジレンマがあり、金融庁が「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極活用について」を公表したことは担保の考え方に大きな変化をもたらしたといえる。

金融庁が発表した冒頭コメントに、「ABL（Asset Based Lending）とは、企業が保有する「在庫」や「売掛金」などを担保（以下「動産・売掛金担保」という。）とする融資手法であるが、現在、金融機関の融資は、「不動産担保」が中心であり、「動産・売掛金担保」は、あまり活用されていないのが実情である。」と中小企業の資金調達環境における問題点を鋭く指摘している。また地域金融機関における融資の担保の9割以上が「不動産担保」であることに触れ、我が国企業の保有資産において、「在庫」と「売掛金」の合計297兆円は「土地」186兆円を大きく上回っていることについて言及している。そのうえで、「動産・売掛金担保」の一層の活用が図られれば、この資金がより円滑に確保され、中小企業等の経営改善や事業の拡張等に資することが期待される。」と記載し、金融検査マニュアルの改訂まで行ったことは²⁰⁾、金融庁が担保の考え方を抜本的に変えようとした具体的な動きと評価できる。

新しい担保概念について池田教授は2006年に発表された論文の中で「現実論として、わが国での動産担保融資については、先述のようにそれなりに実績が上がってきてはいるものの、この先の進展はやはり金融庁による「適格担保」の認定にかかるといえる声も強く、経済産業省からその旨の希望も出されているところである。しかし、金融庁の態度は、担保評価の方法や評価額の合理性の

18) 金融庁『ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について』（平成25年2月5日金融庁）
<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130205-1/01.pdf>

19) 水野浩児「金融円滑化における担保のあり方と債権譲渡の実相」（追手門経済・経営研究22号2015年）89頁

20) 金融検査マニュアルにて「動産・売掛金担保」が客観的な処分可能性がある担保であれば「一般担保」とすることを認め、動産担保：評価額の70%、売掛金担保：評価額の80%と定めた。

確保が十分でないことから現時点ではなお慎重であるように報じられている。²¹⁾」と記されているように、動産担保の問題点は法的な論理構成以外に、実務における担保評価の問題があることを課題として認識されていたわけである。しかし動産担保を一般担保と認め、評価の掛率までも明示的に示したことは意義深いものであり、ABL融資の積極活用は、債務者を活性化させる生きた担保であり²²⁾ 金融円滑化に向けた効果的な取組と評価できる。

(2) 経営者保証に関するガイドライン（平成25年12月5日公表）

金融庁は平成25年12月9日に「経営者保証に関するガイドライン」を公表している²³⁾。このガイドラインは、平成25年12月5日に日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会が公表²⁴⁾したもので、金融庁が本ガイドラインを金融機関に対して積極的に活用を促すとともに、本ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させることを努力する内容のものである。

ガイドラインは中小企業経営者を意識したものであり、中小企業庁よりその背景について「経営者保証には経営者への規律付けや信用補完としての資金調達円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、早期の事業再生等を阻害する要因となるなど、保証契約時・履行時において様々な課題が存在します。これらの課題を解消し中小企業の活力を引き出すため、中小企業、経営者、金融機関共通の自主的なルールとして本ガイドラインが策定されました。」とコメントが出されている²⁵⁾。

ガイドラインは平成26年2月1日から適用開始され、主な内容は以下のとおりである。

- ① 法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと。
- ② 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けることを検討すること。
- ③ 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること。

この取組みは金融機関に対して、経営者保証に依存しない体制を構築することを促すものであり、金融機関に対して企業の事業計画を的確に評価し将来性を評価できる目利力を育成することを示唆していることが窺える。また、金融行政方針で強調される事業性評価の実行を担保や保証面から改善しようとしていたと考えることができる。

金融庁は経営者保証に関するガイドラインの取組促進を行う中で、保証の機能を代替するメニューの充実を図っており、その中心的な位置づけにあるもののひとつをABLとしている。この

21) 池田真朗『債権譲渡の発展と特例法 債権譲渡の研究第3版』（弘文堂、2010年）333頁

22) 水野浩児「金融円滑化法期限到来から考察する債権譲渡の実相」（追手門経済・経営研究21号2014年）43頁

23) 金融庁『「経営者保証に関するガイドライン」の公表について』平成25年12月9日

<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131209-1.html>

24) 日本商工会議所ホームページ 平成25年12月5日

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

全国銀行協会ホームページ 平成25年12月5日 <http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/3314/>

25) 中小企業庁『「経営者保証に関するガイドライン」が2月1日より適用開始します』平成26年1月30日

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2014/140130keiei.htm>

動きは担保の必要性を否定しているのではなく、事業内容を評価できるような確な担保取得を推奨しており²⁶⁾、平成25年2月に公表された「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について」と明らかに連動している点が実務面から高く評価できるものである。

(3) 金融モニタリング基本方針（平成26年9月11日発表）

金融庁が検査や監督方針の方向性示す基本方針として、平成26年9月11日に金融モニタリング基本方針として公表している。その中で、「銀行等が財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容、成長可能性を適切に評価し、融資や助言を行うための取組みを検証。」²⁷⁾することが明記されており事業性評価に基づく融資体制の構築を指示した形となっている。また真に顧客のためになる金融商品・サービスの提供を行う金融仲介機能の発揮を求めるなどしている。

この基本方針を背景に、大手メガバンク等が、真摯かつ丁寧な顧客対応すること、円滑な資金供給、コンサルティング機能の発揮することに努め、特に金融円滑化法期限到来以降は、融資スタンスに不安を持たれることのないよう、借り手への説明責任を確実に履行し金融の円滑化に向け全力をあげて取り組んでいくことを明確に宣言している。さらには「事業価値の適切な見極め能力の向上」をホームページ等で宣言し対応する銀行も出ており、事業性評価を的確に行うとともに、ABLの推進を積極的に行う礎が整い始めた時期であった。

(4) 地域金融機関による事業性評価について（平成26年10月24日）

平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014にて、「6. 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新」の「(3) 新たに講ずべき具体的施策」のなかで「④地域金融機関に等による事業性評価の推進等²⁸⁾」を公表している。その内容は「企業の経営改善や事業再生を促進する観点から、金融機関が保証や担保等に必要以上に依存することなく、企業の財務面だけでなく、企業の持続可能性を含む事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、また、保証や担保を付した融資についても融資先の経営改善支援等に努めるよう、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図る。」とし、金融機関に求めることは、担保や保証でなく事業性を重視した融資であることを強調し、保証や担保を必要とする場合でも、金融機関の貸出金の保全のためでなく、経営改善支援を行うことが条件にしている。そして地域金融機関に対して事業性融資に対する取組として、融資判断の際に活用できる技術評価の仕組みの構築に取組むことを求めている。この点について、各金融機関が事業性評価に関する取組について具体的に公表するケースが増えている²⁹⁾。筆者も地域金融機関で事業性評価に関する評価方法の検討を依頼されることがあり、さらには職員研修の講師として、その金融機関の方針に基づいた事業性評価のポイントを考える

26) 金融庁『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る参考事例集』の中で、個別具体的に事例を紹介しており、金融実務面から対応しやすい内容である。

27) 金融庁『平成26年度金融モニタリング基本方針』（平成26年9月11日金融庁）

28) 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）88頁

29) ①長野銀行は平成27年9月16日『「事業性評価」への取組について』を公表し、事業性評価を行う際の具体的手法（ビジネスモデル分析、ファイブフォース分析、SWOT分析等）を公表している。

②山形銀行は平成27年10月29日『事業性評価プロセス「ビジネスパノラマ」の商標登録認可について』を公表し、事業性評価のプロセスを「ビジネスパノラマ」として標準化し、競争環境分析や技術評価など企業の事業活動の把握に努めることを宣言している。↗

機会を担当させて頂くケースが増えている。

さらに日本再興戦略には『こうした観点も踏まえ、「金融機関全体の健全性の観点からあまり重大でない小口の資産査定については、金融機関において引当等の管理態勢が整備され有効に機能していれば、その判断も極力尊重する」とのモニタリング基本方針の適用等も含め、適切な検査手法の在り方の検討やその活用に関しても積極的に取組むとともに、地域金融機関等による「経営者保証に関するガイドライン」の活用を図る。』としており政府が本気で取組む姿勢を示した。

この流れを受け、金融庁は平成26年10月24日に「地域金融機関による事業性評価について」を公表し、地域金融機関に対して、事業性評価に係る具体的な取組み・考え方を記載している。そのベースとなるものは平成26年9月11日に公表された「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」であり、金融庁の事業性評価への取組に対する姿勢が明確になり、金融機関も本気で中小企業等に対する対応に取組む必要性が出てきたのである。

(5) 金融モニタリングレポートについて（平成26年7月および平成27年7月）

金融庁は平成26年から取組方針を明確にし、その成果を金融モニタリングレポートとして公表する対応をしている。平成25年に公表した金融モニタリング基本方針に基づいた1年間の金融モニタリングの主な検証結果や課題を平成26年7月に公表している。また平成26年に公表した金融モニタリング基本方針の結果を平成27年7月に公表している。

基本方針だけでは抽象的でよくわからないケースがあることも予想されるが、この金融モニタリングレポートに示されたテーマを各金融機関の状況に照らし合わせれば、その金融機関の進むべき方向性が見えてくるものである。以前の金融機関は「金融庁の方針に従う」印象であったが、現在は金融機関の自主性や自律性を発揮して、金融機関自身が態勢整備についての考え方を明確にすることが必要とされていると考えられる。つまり、現在の金融機関の取組は、平成26金融モニタリング基本方針や平成27金融行政方針等の「基本方針」と「金融モニタリングレポート」の二本柱を大柱にし、自律性を重視した取組が求められているといえる。金融モニタリングレポートは、具体的な事業性評価への取組やABL融資への取組が明記されており、さらにABL融資は事業性評価に基づく融資である旨明記しており、今後債権管理面からも有益な取組手法になる事が予想される。

(6) 金融庁に地域金融企画室の設置（平成27年11月2日）

金融庁は平成27年11月2日に監督局総務課に「地域金融企画室」を設置し、地域における金融仲介機能に関して必要な企画、立案、調整、情報収集を行うことに取組むことを明確にしている。この動きは、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）することを目的にしていると考えられ、政府や金融庁等が金融機関に求めている担保や保証に過度に頼らない取組の最終チェック体制が整った印象を受ける。その地域金融企画室初代室長に元広島銀行リスク統括部長日下智晴氏が就任したことは³⁰⁾、地域金融に精通した「現場」からの登用であり、金融機関には実効性のある取組が必須となることを実感させるものである。

③ 広島銀行は平成27年11月6日『広島銀行の事業性評価への取組』を公表し、事業性評価の位置づけを明確にし、事業性評価の適切な実施のための目利き能力（「企業実態の分析」＋「今後の方向性策定能力」）の養成について具体的に公表している。

30) 前掲注(13)

4. 金融庁の取組方針の変化と債権の本質

金融庁は金融検査マニュアルおよび金融行政方針の中で、金融機関にPDCAサイクルの実行を要請している。平成27年金融行政方針は、前年までの金融モニタリング基本方針と比較して、金融行政全体の目指すべきゴールを明確にした点が評価できる。前年までは金融庁検査局と監督局の方針が中心であったが、27年の金融行政方針からは総務企画局の施策を取り入れており、明らかに過去とは異質の内容になっているのである。その内容は抽象的なものであるが、金融モニタリングレポートで具体的な課題を掲げるなど、金融機関の自律性を求めているものである。金融機関に対してPDCAサイクルに対して本気で取組むことを要請している内容と考えられる。

今回の金融行政方針や地域金融企画室の設置は、金融庁自身の改革を明言し、金融機関に求めているPDCAサイクルを、金融庁自身もPDCAサイクルを強く意識したものであると評価できる。その中心的な内容は、債権の評価の本質につながるものであり、特にABL融資は債権譲渡の本質的な効果を活用するものであり、いよいよ実務が債権譲渡の理想を要請している時代に入ったと言える。

Ⅲ. 事業性評価におけるABLの機能発揮

1. 金融仲介機能の本質

平成27年9月に公表された金融行政方針では、「金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保」が重点施策に掲げられている。ここでいう「金融機能の十分な発揮」とは、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、事業に対する目利き力を高めるとともに地方創生に貢献することと定義付けられている。

金融の仲介機能とは銀行の本質業務であり、銀行法一条に、「この法律は銀行業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」とし、預金者の預金保護を優先としたうえで、円滑な金融システムの構築を目的としている。つまり、金融機関の役割は企業などへの円滑な資金供給だけではなく、預金者の預金保護も重要な役割であるから「金融の仲介機能の発揮」という表現に落ち着いたと解釈できる³¹⁾。

債権を広い観点からとらえると、銀行は債権と債権をつなげる役割を担うことが本質業務になるのである。この点について我妻博士は「資本主義の更に高度なる発達には、銀行をして社会に散在する金銭債権を自己の手に集中せしめ、金銭債権による全経済組織の統制を実現せしめる。蓋し、銀行は他人の金銭債権を金銭債権として利用するものであって、この制度によって、金銭債権は、無限に集中せられ統一的に活動せしめられるに至るからである。しかし、銀行の金銭債権の仲介者たる作用は、このいわゆる投資信用の他に、いはゆる流通信用においても顕著なものがある。」と論じておられる³²⁾。つまり、金融庁が要請している債務者の状況を的確に把握し、金融機関の目利き力を高めることは、金融の仲介機能を発揮することになると考えられる。金融行政方針に金融庁の取組として「融資先企業先へのヒアリングにより、取引金融機関とに対する顧客の評価を把握し、それを基に金融機関との対話を進め、金融仲介機能の質の改善を目指す」ことを具体的重点施策に掲げているが、我妻博士が論じておられる金融機関への役割と通ずるものがある。つまり銀行は社

31) 水野・前掲注(19) 88頁 預金者保護と企業へ円滑な資金供給と金融庁の方針についてまとめている

32) 我妻栄『近代法における債権の優越的地位』(有斐閣, 1953年) 301頁

会に散在する金銭債権を自己の手に集中せしめる立場にあるからこそ、仲介機能の発揮により質の改善が必要となると考えるのは自然であり、現在の金融庁の取組を追及していくと債権を良質化する取組と考えることができるからである。

銀行と企業の関係について我妻博士は「銀行は、元来、社会に散在する金銭債権を集中し、これを仲介するものであった。しかし、この集中によって、銀行は、個々の金銭債権者の有せざりし企業の統制といふ作用を取得し、独自の地位を獲得する。株式会社は、その発達によって、資本の供給者としての銀行を利用したのであったが、今や、主客は顛倒し、銀行は、その集中せる金銭債権の運用のために、株式会社を操縦する。金銭債権は、銀行に集中せられて産業資本の基礎となると、資本主義経済組織における最も強大な債権となる。³³⁾」と論じておられ、これは企業における銀行と金銭債権の関係を的確に捉えた表現であると思われる。銀行は独自の優越的な地位を得ることになり、集中する債権は産業の資本となるわけであるから、銀行は我妻博士が表現される「資本主義経済組織における最も強大な債権」を有していることを自覚する必要がある。それだけに、銀行が事業性評価を的確に行う能力を身につけ、金融仲介機能の十分な発揮を行うことは、金銭債権が集中する銀行にとっては本質的な業務であり、社会的責任であり債権を良質化することもでき債権の実相であるように考えられる。

2. 事業性評価とABLの関連性

金融機関の実務は平成27年7月に公表された金融モニタリングレポートと平成27年9月に公表された金融行政方針の影響を大きく受けている。また地域金融機関を中心に事業性評価を的確に推進しているか等を平成28年6月に「金融レポート」として開示されることが予想されている。

現在、金融機関に求められていることは『企業の「稼ぐ力」を金融面から支援するとともに、担保・保証依存から、企業の事業性に着目した融資姿勢への転換を進める³⁴⁾』ことが、金融行政方針に明記されている。担保依存からの脱却とは、処分価値にのみ着目した不動産担保からの脱却を意味し、事業性評価に着目した融資とは、金融機関が事業計画などを的確に把握し、状況に応じて融資をすることである。筆者は別稿にて「債権の価値は将来の回収可能性そのものであり、その回収可能性は実現可能性の高い事業計画に基づき経営を行っているか否かの判断である。金融機関に適切なコンサルティング能力が備わり、事業計画遂行の評価を厳しく行い、時には事業計画遂行を一連托生で行えば金融機関の債権は良質を維持できるとも考えられる。³⁵⁾」と論じており、債権の良質化の観点からも金融行政が理想的な取組を行う体制に入ったと感じている。

金融庁が推奨する取組みである「担保・保証依存からの脱却と事業性に着目した融資」を同時に満たすものがABL（動産・売掛金担保融資）である。ABLは、在庫や売掛金を介して債権者が債務者の状況を把握でき信用リスク管理に直結する担保であり、金融庁もABLの効果として明記している³⁶⁾。つまり、ABLは売掛債権などの動産を債権譲渡することで被担保債権の担保となるわ

33) 我妻・前掲注(32) 305頁

34) 前掲注(2)『平成27事務年度金融行政方針』（平成27年9月18日金融庁）重点施策

35) 水野・前掲注(22) 47頁

36) 金融庁『ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について』（平成25年2月5日金融庁）

<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130205-1/01.pdf>

ABLの効果として借手企業は、これまで担保としてあまり活用されてこなかった「動産・売掛金担保」を活用することにより資金調達枠が拡大し、金融機関は、企業の経営実態をより深く把握することが可能となり、信用リスク管理が強化されると明記している。

けであるが、事業そのものをモニタリングし評価することを必要とする点で処分価値のみに着目している不動産担保とは担保概念が全く異なる担保である。

ABLを担保としていても債務者が債務不履行に陥ったケースにおいて、動産や売掛債権を換金し、融資金の弁済に充当する点においては不動産担保と目的は同じである。しかしABLの持つ潜在的機能および最大の目的は、対象とする在庫や売掛債権が、企業活動を形成する事業収益資産であることであり、事業そのものを担保にする点である。在庫や売掛債権を担保にすることで、企業の実態を債権者である金融機関が的確に把握できるのである³⁷⁾。つまり金融機関がABLにより動産を担保にした場合、事業の内容を把握し、金融面の支援を行うことでABLの担保価値が出てくるとも考えられる。また事業資産を担保にしているわけであるから、在庫の状況や売掛債権の状況を日々管理できるメリットがあると考えられる。その管理プロセスで、経営者に的確なアドバイスを行うことも可能となり、図らずもコンサルティング機能を発揮できる状況になると考えられる。債務者が窮境に陥る前段階で様々な対応が可能となりの的確な金融支援が実現する点においては、金融行政方針における理想的な対応が実現できることにつながると考えられる。

3. ABLの担保概念

不動産担保は債務者が破綻したことを想定した処分価値と重視する融資金回収のための担保である。事業性評価および担保機能さらにはモニタリング機能を兼ね備えたABLは生きた担保であり新しい担保概念である。池田教授この生きた担保について『まさに従来の担保は「回収、清算のための担保」なのである。しかしながら、これに対して、「債務者のための担保」、より正確に言えば、「債務者の経済活動を存続させるための担保」が考えられる（あらかじめ誤解のないように述べておくと、ここで筆者が言おうとしているのは、「債務者保護」の話ではない。あくまでも債権者を利するための担保が、債務者のためにもなるという話である。しかし、議論の方向としては、債権者〔融資者〕側からみる「融資」の観点ではなく、債務者〔被融資者〕側から見る「資金調達」の観点に立つものであることは明らかにしておきたい）。これがまさに債権や動産在庫を担保に取る世界でなされるべき議論なのである。』³⁸⁾と論じておられ、ABLが金融機関の保全のための担保ではなく、債務者企業のためにもなる点は、金融行政方針でも求められる本質的な内容だと考えられる。金融庁は「事業性評価」を強調しており、ABLは債務者側の立場から事業性評価を行うものであり、債務者目線にたつて、金融機関の持つノウハウを生かしたモニタリング機能の発揮が期待でき、新しい担保概念が本格的に認知されたと考えられる。

ABLは平成16年12月の動産担保特例法の施行により形式的には効果的な担保であるとの認識で生まれた融資手法である。ただ、当時は担保に入れるものがなく、いよいよ債権や動産まで担保に入れる状況まで業績が悪化した印象を受けてしまい、実務面では浸透しにくかった。この点について池田教授は「動産の流動化は、在庫の価値評価技術の開発とその市場の形成が進めば、近い将来、米国の例に見られるように、それなりの規模で行われるようになっていこう。つまり、債権や動産の流動化取引は、債権や動産を用いた資金調達が、めばしい不動産がないから債権や動産「まで」担保に取るという、いわゆる最終手段とか添え担保という世界から脱却して、企業の自立した

37) 金融機関へのヒアリング調査によると、通常の金融取引の関係で売掛金明細や動産（在庫）明細の提出を、金融機関から企業経営者に要請するのは現実的には難しいとの回答を得ている。担保取得すれば金融機関（担保権者）の権利として要請できる点は効果的であるとの回答を得ている。

38) 池田・前掲注（10）321頁

能動的資金調達手段として発達してくことを示唆するもの他ならない。そのような観点からすれば、実体法学者の対応としても、今後は「担保」という法形式のみに拘泥するのではなく、金融手法の多様化に即応する多様な契約法理の研究開発が望まれるのではないだろうか。³⁹⁾」と論じられ、金融庁が推進する ABL の必要性や問題点を動産担保特例法が施行された当時より指摘されていたわけである。

ABL は池田教授が強調される「債権や動産『まで』担保に取る」ものではなく、在庫や売掛金を介して金融機関（債権者）が中小企業等（債務者）の状況を把握でき信用リスク管理に直結する担保であり、ABL はこれまでの不動産担保中心の処分価値に着目した融資回収のための担保ではなく、債権者を活性化させる効果もあり担保概念を根本的に覆すものであるとも言える。

4. ABL 実務における普及

ABL 融資の実務上の問題点は、その普及ペースであった。ABL 融資の取組は 2009 年頃より金額は小さくとも取扱い実績のある金融機関は増加する傾向にあった。しかし当時はリーマンショック以降の景気低迷策として、保証協会の保証制度を活用した緊急融資制度や中小企業金融円滑化法などにより政府が強力な緊急支援策を打ち出し、ABL 融資は思うように増加しないままとなった。そのような中、日本銀行が 2011 年 6 月に ABL の活用を促す支援策を発表⁴⁰⁾し、ABL を活用した金融機関にはバックファイナスを行う異例の対応を行った。その内容は、2010 年 4 月以降に行った ABL 等の残高の範囲内で、日本銀行から、期間最長 4 年・貸出時の政策金利にて資金供給を受けることが内容であり、日本銀行自ら資金供給の現場に関与する異例の事態であった。理論上、理想的な融資形態であるにも関わらず普及スピードが遅れた理由として、「銀行を中心とする金融機関の行動形態は保守的であり、政策的な後押しがあろうとも、ABL という新しい金融手法に飛びつくことは考えにくい。米国においても、ABL は動産の換価に関するノウハウと実務にたけたりクイデーター⁴¹⁾がファイナンスカンパニーを通して「細々」と始めた歴史がある。しかも、その対象となったのは、当初はほかに資金を調達する手段が絶たれた、信用力が悪化した企業だった。⁴²⁾」との論説があるが、実務実態を検証すると的確に分析した論説であり、ABL 普及の阻害要因であったことは間違いない。金融機関は、当初より政策として打ち出された ABL 融資について様子を見ながら活用していくことを考えていた事が予想される。この普及阻害要因について金融庁の取組方針は担保評価を明確したことや、事業性評価のモデルとなることを明確に示していることで大きく改善されたと考えられる。

別の普及阻害要因として風評リスクに対する債務者の抵抗感である。現実的に ABL を利用する債務者企業は信用取引では資金調達ができず売掛金までも担保に入れた時代があることは否定できない。ABL 普及のために、動産譲渡担保にかかる対抗要件の具備方法が改善され、2005 年に創設された動産譲渡登記制度では、いわゆる集合物を含め、登記により対抗要件を具備できる制度となった。また債権譲渡担保についても、1998 年に創設された債権譲渡登記制度を利用すれば債務者への通知・承諾が不要となり、2005 年には債務者が特定していない将来債権の譲渡担保についても登記を可能にするなど対抗要件の具備についてはやりやすくなった。しかし、登記をすることで債

39) 池田・前掲注 (10) 283頁

40) 日本銀行金融機構局「ABL の一層の活用に向けて」（2011年 6 月）

https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2011/rev11j04.htm/

41) リクイデーターとは、動産等の企業の資産を清算して現金に変える事業者

42) 金城亜紀『事業会社のための ABL 入門』（日本経済新聞出版社 2011年）29頁

務者を取り巻くステークホルダーに譲渡を行った事実までも隠すことはできず、信用不安や風評リスクを考えると ABL が普及していない状況下においては、債務者に少なからず抵抗感はあったと考えられる。この点について池田教授は「現実論として、わが国の動産担保融資については、先述のようにそれなりに実績は上がってきてはいるものの、この先の進展はやはり金融庁による「適格担保」の認定にかかるという声も強く、経済産業省からのその旨の希望も出されているところである。しかし、金融庁の態度では、担保評価の方法や評価額の合理性の確保が十分でないことから現時点ではなお慎重であるように報じられている。一方経済産業省では、在庫評価に関して不動産における不動産鑑定士と同様な役割を果たす「動産鑑定士」の資格制度を検討している。しかしながら取引の現場では、「動産まで担保に取る」ということに対するネガティブな印象も強いようである。⁴³⁾」と論じておられ、評価面の問題についても実務実態を的確に捉え、ABL 普及の阻害要因として考えておられた。この点について、筆者のヒアリング調査によると、現在では評価制度も構築され、積極的に ABL を推奨する金融機関が増えたことで、以前のような風評リスクは軽減されていると考えられる。

5. 民法改正案における譲渡禁止特約への対応

金融実務において売掛金を担保とするケースでは譲渡禁止特約が阻害要因となっているケースが多い。今後の民法改正により、譲渡禁止特約は譲渡制限特約となることが予定されており、譲渡禁止特約に代る譲渡制限特約が付されていたとしても、債権譲渡は有効となる。民法 466 条は「債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない」とし、債権に譲渡性があることには変更がなく、譲渡の制限について定められた同条 2 項が「前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することはできない。」と譲渡禁止の特約がある場合は譲渡性がないことを明記していた。改正案では、「当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡はその効力を妨げられない。」とし、譲渡が禁止または制限されていても、債権譲渡の効力があることが定められている点は、抜本的な変更と評価できる。譲渡制限特約が付されていても、債権譲渡は有効であり、常に譲受人が債権者となることとなり、現行法下での解釈とは真逆の規定となるわけである。

従来は譲渡禁止特約の付されている債権を譲り受けた場合は債権譲渡そのものが無効となり、担保としての機能が果たされないケースが多かった。現実的に企業間で取り交わされている契約書の殆どに譲渡禁止特約が付されており、金融実務においては大きな阻害要因となっていた。保守的な金融機関の取組姿勢から考えれば、問題がおこる可能性のある債権を積極的に譲受けないことは自然な動きだといえるからである。

民法改正案は、現在の譲渡禁止特約が資金調達における阻害要因となっている認識のなかで改善を目指してきたが、池田教授は以下のように問題点を指摘されている。『この改正法案は①「禁止特約」を「制限特約」（条文上は「譲渡制限の意思表示」）に直したといっても、結局、当該特約を有効のままとしたこと、②「善意無重過失」という現在の判断基準をそのまま残したこと、の二点によって、実務界に以前からあった対処を要する問題点が解決できておらず（さらには一部の新

43) 池田・前掲注 (10) 275頁

44) 池田真朗「譲渡制限特約・債権譲渡と相殺—問題のある民法改正案に実務はどう対処すべきか—」（銀行法務21 795号 2016年1月）22頁

たな懸念を増やし)、ほとんど何の改良にもなっていないことが見えてきたのである。⁴⁴⁾』と論じておられ、一応有効となっただけで実務での取組ができない可能性を指摘されている。さらにコンプライアンスの観点から「債務者が結んでいる禁止(制限)特約も有効とされているのだから、そういう特約の存在がわかれば、当社はあえて当時者の有効な特約に反する譲り受けはしない(できない)というものである。つまり、①譲渡制限特約がある債権を譲渡するのは、やはり債務不履行になるはずであろう、②有効な制限特約がある債権と知って譲り受けてもコンプライアンス違反にならないのか、③制限特約があっても譲り受けていいと誰がお墨付きをくれるのか⁴⁵⁾』と論じられており、実務からの鋭い指摘がなされている。債権譲渡によるファイナンスの阻害要因であった譲渡禁止特約が民法改正で改善されると期待したが、池田教授の考えに全く同感であり、保守的な金融機関がわざわざ問題のある可能性のある債権を積極的に譲り受けないと予想される。

さらに改正法案において悪意重過失の要件を明文化したことの影響は大きい⁴⁶⁾。平成16年6月24日最高裁決定(金法1723号41頁)では、債権譲渡担保契約に基づき売掛債権の譲受けた金融機関が譲渡禁止特約を知らなかったことについて重過失があったため債権譲渡は無効であるとされた。この決定の原審判決となる平成16年2月6日大阪高判(金法1711号35頁)では、明示的に「原告の譲渡禁止特約の有無に関する調査義務」という表現を利用し、譲受人が譲渡禁止特約の有無について調査義務を尽くさなかったことを重過失としている。このように悪意重過失の判断の余地を残すことは抜本的な改善がなされていないこととなるわけであり、民法改正により金融実務の改善は期待できない。

このような不安定な債権の譲り受けについて、筆者が金融機関にヒアリング調査を行ったところ、売掛金債権のケースでは譲渡禁止特約が付されていることは理解したうえで登記を行うケースが多いとのことである。金融庁のマニュアルによれば評価の70%を一般担保とできるようであるが、現実的には添担保⁴⁷⁾としての取扱いが大半であるように思われる。添担保のケースでは、ABLの目的を債務者の実態を的確に把握するコミュニケーションツールとして利用されていると考えられる。また平成25年経済産業省のレポートによるとABL案件の取扱い方法は、一般担保としての取扱いは31.3%に対し、添え担保としての取扱いは55.8%となっている⁴⁸⁾。ABLは生きた担保として企業の事業性評価を的確に行うことを目的と考えれば、添え担保としての扱いであったとしても、債権の質の向上には十分貢献できており、実質的な担保機能は果たしていると考えられる。

民法改正法案により譲渡禁止特約の阻害要因がなくなることを期待したが、ABLの進展にはABLの換価的な担保機能を期待するのではなく、事業性評価のツールとしての有益な手法である事の浸透が必要である。

45) 池田・前掲注(44)22頁

46) 民法466条3項の改定案は「前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができる、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる」とし悪意重過失の要件を明文化している。

47) 金融機関が被担保債権の担保として取得しても担保評価額としては算入しない担保のことである。市街化調整区域の土地や山林を担保にするケースでよく使われる。

48) 経済産業省「ABL及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等」(平成25年)

Ⅳ. ABL が金融実務に及ぼす影響と実態

1. ABL の担保としての本質的意義

金融庁が金融行政方針の中で金融機関に強く求めている事業性評価への取組みにおいて、ABL 融資は企業の事業性に着目した融資姿勢への転換を遂行する上で効果的である。ABL は、債務者側から見る資金調達の観点に金融機関の持つノウハウを生かしたモニタリング機能の発揮を期待するものであると考えられ、企業の事業性評価に加え、担保機能が付随する新しい担保概念と考えることができる「良い担保」である。池田教授は、回収可能性が高く確実に債権回収が図れる担保は「強い担保」であって「良い担保」であることを指摘され、債権者をモニタリングしながら、その企業活動を存続させるために適切に機能できることを「良い担保」と論じられている⁴⁹⁾。ABL の機能は金融庁が求めている事業性に着目した融資の取組と金融仲介機能の発揮を具現化できる手法なのである。担保の概念を債権回収のための「強い担保」と考えれば、ABL は魅力のない担保かも知れないが、担保はあくまでも保険的なものであり、担保権者の最大の関心事は債権を良質化することであり、「良い担保」が被担保債権の質向上につながれば、魅力的な担保となるわけである。

ABL の潜在的機能として最も魅力的な点は、対象とする在庫や売掛債権が、企業活動を形成する事業収益資産であるため、企業実態の全容を把握できる点である。つまり、金融機関が ABL 融資により売掛金や動産を担保することで、今まで知り得なかった企業の強みを知ることができ、事業性評価を的確に行うことにつながり、ABL の担保価値としても向上する循環が生まれる。逆に考えれば、ABL 融資により、金融機関は自らの担保価値を把握するため、企業の事業性評価を行うため積極的に経営者からヒアリングを行うなどモニタリングを恒常的に行わなければならないのである。事業資産そのものを担保にしているわけであるから、在庫の状況や売掛債権の状況を日々管理できるメリットがあると考えられる。その管理プロセスで、経営者に的確なアドバイスを行うことも可能となり、図らずもコンサルティング機能を発揮できる状況になると考えられる。つまり ABL はコミュニケーションツールとなる潜在的機能があり、債務者が窮境に陥る前段階で様々な対応が可能となるわけである。この点は金融行政方針が期待する定性評価能力向上につながり、事業性評価がスムーズに実施できることとなる。

池田教授は「ABL は、動産債権担保融資とか、流動資産一体型担保融資などと呼ばれるが、企業の生産活動から生み出される流動資産を担保に、運転資金等を融資する取引であり、在庫動産について集合動産譲渡担保を設定し、売掛債権については将来の将来債権譲渡担保を設定する（さらには、売掛金が入金される預金口座に質権を設定することもある）という形で融資を行うものである。これらは、不動産担保融資が行き詰まったあとの運転資金の調達に有効であり、優良な製品を生み出し、優良な売掛先をもちながら、仕入資金の調達に苦勞して業務規模の拡大ができなかったような中小企業には非常に利用価値の高い取引形態であるといえる。」と述べられている⁵⁰⁾。ABL の持つ機能は、的確な事業性評価を実行できることにより、潜在的能力のある中小企業に資金調達のチャンスを与え安易に破綻させないことにつながる。一方、預金者保護保護の観点から考察すれば、間接金融を担う銀行にとって債権を良質化させる本質的意義が ABL にあり、債権譲渡の実相が見いだすことができるのである。

49) 池田・前掲注 (10) 321頁

50) 池田真朗『債権譲渡と電子化・国際化—債権譲渡の研究第4巻—』(弘文堂, 2010年) 6頁

間接金融を担う銀行の業務は、預金者と銀行間で発生した預金債権を、中小企業等に貸金債権として債権譲渡を行っているとも考えることができる。金融庁検査が銀行の貸出金（資産）を厳格に検査する目的は、預金者から預かった債権（預金者からみた預金債権）を守るために銀行の保有する資産（債権）の健全性を確保することである。銀行は債権と債権をつなげる役割を担っており、我妻博士は「銀行は他人の金銭債権を金銭債権として利用するものであって、この制度によって、金銭債権は、無限に集中せられ統一的に活動せしめられるに至るからである。しかし、銀行の金銭債権の仲介者たる作用は、このいわゆる投資信用の他に、いはゆる流信用においても顕著なものがある。」と論じておられる⁵¹⁾。それゆえに金融仲介機能を担う銀行は、債務者である中小企業の事業内容を把握しモニタリングを行う義務があり⁵²⁾、事業性評価に直結するABLは「良い担保」であり「生きた担保」と考えられ、そこにABLの担保としての本質的意義があるのであり、金融実務における債権譲渡の実相である。

2. 真の債権譲渡時代の到来

ABLは債権譲渡をベースとした資金手法であり、譲渡禁止特約の存在が債権譲渡による資金調達手段としての広がりや阻害していたと考えていた。しかし、研究を続ける中で債権譲渡の阻害要因は、譲渡禁止特約の存在以上に、債権の良質化について正しく理解できていないことにあるように考えられる。言い方を変えれば、ABL等の債権譲渡融資の担保機能に対して処分価値を期待していることが間違いだったと考えることもできる。ABLの実態調査ヒアリングを行う中で、ある金融機関の担当者から「売掛債権を担保にしても、担保権を行使するような局面では、売上が思うように確保できないから債務者が窮境に陥るケースが多く、結局期待していた売掛債権もない。また譲渡禁止特約の問題もあり予定通り債権回収できることは稀である。」とのコメントがなされた。その担当者に売掛金債権等を担保とする理由を尋ねたところ「経営者の事業計画に対する考えや進捗が伝わりやすく、ギリギリまで支援できる可能性がある。はっきり言って担保評価はしていない。」とのコメントが返ってきた。このコメントを聞いたときに、これまでABL融資が拡大しない最大の理由は「譲渡禁止特約」のせいだと思い込んでいたが、本質的にはそうでないことに気づかされたのである。債権を良質化することこそが、最強の担保機能であり、債権者と債務者が事業計画を協調して遂行すれば、債権者自らが債権を良質化できることになるのである。そのためには、金融機関は自主性を重視した事業性評価を構築する必要があり、ABLは事業性評価モデルの一形態なのである。

前述のように、民法改正により譲渡禁止特約付きの債権譲渡が有効になる方向にあるが、悪意重過失の要件が残るのであれば、金融実務での問題点は何ら解決されないままになると予想される。さらに民法改正案で出されている469条の債権譲渡と相殺に関する規定は、ABL進展の阻害要因になることが予想される。

法改正による債権譲渡による融資制度の改善は期待できないものの、担保資産の管理を通じて事業の流れやキャッシュフロー等の持続的なモニタリングを行い、経営実態把握の強化につながる

51) 我妻栄『近代法における債権の優越的地位』（有斐閣、1953年）301頁

52) 『中小企業融資と保全・管理』（銀行法務21 No.777 2014年9月）35頁 「信用悪化時に、確実に担保権の実行ができるためには、そもそも提供を受けている債権や動産が存在することが大前提であり、そのためには正常時におけるモニタリングがABLの生命線ともいえる。」としている。

53) 金融庁・前掲注（18）

ABLは債権の状況を知ることができる手法である。ABLの効用こそが債権を良質化できる「良い担保」としての機能と考える事ができる。

金融庁の動きもこれまでとは違った動きであり、金融実務に影響を与える金融庁が本気で動くことは、債権譲渡実務を活性化させることになる一種のお墨付きがあると評価できる。また、ABL融資において在庫を担保にしやすくなった背景は、金融庁が在庫評価の担保掛け率を70%とした⁵³⁾こととあわせて、在庫評価を手掛ける機関の在庫評価のノウハウが蓄積され担保資産としての「客観的処分可能性」が確保されてきたことも活性化の要因となる。金融庁がマニュアルによりABLの積極推進を促し、在庫評価についても具体的に明示し、事業性評価の重要性を示している点は、ABLを利用しやすい環境が整っているように評価できる。

ABLを推進する制度は整いつつあるが、債務者企業と接点を持つ銀行員にノウハウがなければ進展はない。企業融資に携わる銀行員が、的確に事業性評価を行う能力を身につけ、ABLの進展とともに債権譲渡を活用した理想的な資金調達環境が構築され、譲渡の本質が正しく理解された上で、債権譲渡時代の到来が来ることを願ってむすびとする。